

定例会 概要

WEBおさかな物産展開催など

新型コロナウイルス緊急対策補正予算案等を可決！

市議会6月定例会は、6月1日から29日までの29日間の会期で開かれ、市長提出議案18件、議員提出議案2件を審議

6月1日 本会議第一日

- ・ 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- ・ 人事議案1件を上程し、同意（市長提出）
- ・ 市長専決処分による報告（承認案件）4件を上程し、承認
- ・ 補正予算1件（一般会計1件）、条例改正5件、一般案件3件を上程（市長提出）

6月17日 本会議第二日

- ・ 一般質問6議員（P6～12参照）

6月18日 本会議第三日

- ・ 一般質問6議員（P6～12参照）
- ・ 条例改正1件、一般案件1件を追加上程（市長提出）

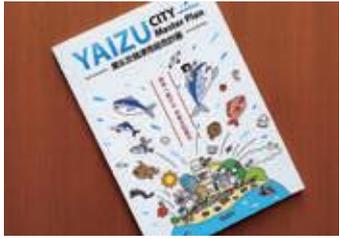
6月21日 各委員会の議案審査

- ・ 各委員会で付託された議案を審査（P13～15参照）

6月29日 本会議第四日

- ・ 6月1日及び6月18日に上程された11議案を、各委員会の審査結果報告後、全て可決（P4・5参照）
- ・ 補正予算1件、一般案件1件が追加上程され、委員会の審査を経て、全て可決（市長提出）（P4参照）
- ・ 規則改正1件を可決（議員提出）
- ・ 意見書1件を採択し国へ送付（議員提出）（P13参照）

主な議案の審議結果



令和3年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案

5,941万6千円増額

障がい者の新型コロナウイルスワクチン接種会場までのタクシー代助成 ほか

【賛成多数原案可決】



図書館システム機器一式の取得について

4,833万4千円

【全会一致可決】



〈市長専決処分〉令和3年度焼津市一般会計補正予算（第4号）

1億2,416万9千円増額

低所得の子育て世帯の生活を支援する給付金を支給するための経費

【全会一致原案承認】



焼津市個人情報保護条例及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【賛成多数原案可決】



焼津市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
焼津駅北口駐車場の駐車料金について、24時間につき上限を600円とするもの

【全会一致原案可決】



焼津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

審査申出書等の押印を廃止するもの

【全会一致原案可決】



令和2年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事請負契約の締結について

1億4,630万円

【全会一致可決】



水槽付き消防ポンプ自動車の取得について

3,520万円

【全会一致可決】



令和3年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案

7,585万6千円増額

水産業流通力強化総合支援事業、小中学校の要・準要保護児童生徒に対する夏休み中の昼食費支給 ほか

【全会一致原案可決】

議案18件中、賛否が分かれた採決状況

(○印は賛成、×印は反対 池谷和正議長は可否同数の裁決以外は採決に加わりません。)

議案名			議決結果	賛成:反対	石原	安竹	内田	増井	河合	藁科	須崎	石田	松島	村松	川島	杉田	岡田	秋山	池谷	渋谷	杉崎	青島	鈴木	太田	深田
市長提出議案	議第49号	令和3年度焼津市一般会計補正予算(第5号)案	原案可決	17:3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×
	議第58号	焼津市個人情報保護条例及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	17:3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×

■議第49号に対する討論の主な内容を掲載します。

反対討論

杉田 源太郎 議員

補正予算案中の債務負担行為3億円は、内部情報系システム整備事業で、回線利用料4千万円とシステム料2億6千万円(期間令和3年度～令和9年度)である。システムの更新時期でデジタル化が進む中で業務の効率化を進めるべきであるが、「自治体情報システム標準化法」では、自治体に対し児童扶養手当、住民基本台帳等主要業務を国が決めた基準に適合したシステム利用を義務付けている。本市も国の意向に沿うシステム更新を行うことから、地方自治の多様性をなくし、地方自治権への侵害につながるため反対するものである。

賛成討論

内田 修司 議員

本補正予算案は、社会情勢の変化への対応に必要なものである。歳出において、総務費補正は、10月24日に執行予定の参議院議員補欠選挙に関するもの、民生費補正は、これから始まる、65歳未満の心身障がい者の新型コロナウイルスワクチン接種会場までの移動支援事業である。債務負担行為補正は、財務会計システム等の更新で、これまで個別に稼働していたシステムの統合などを行い、コストや業務効率の適切な見直しが図られており、推進すべきものである。以上、本予算案は適切なものであり、本案に賛成するものである。

■議第58号に対する討論の主な内容を掲載します。

反対討論

杉田 源太郎 議員

条例改正では国から要請された個人情報提供先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」としている。デジタル庁のアクセス権が不透明なまま、個人情報が医療、教育等準公共部門にも利用され、本人の同意なしに目的外利用、外部提供される。またマイナポータルを入口にしたプライバシー侵害、個人の預貯金口座のマイナンバー紐付けで、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴収強化と社会保障費の削減を進めるものである。監視社会ではなく、真に人々の暮らしのためにデジタル化を生かす道を強く求め条例改正に反対するものである。

賛成討論

内田 修司 議員

これらの両条例の改正は、既に先月12日に衆参両議院の議決を経て成立し、同月19日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「デジタル庁設置法」による、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、同法の条項ずれを整備するとともに、「情報提供ネットワークシステム」の所管省庁の変更を条例に反映しようとするものであり、改正全体の趣旨として、法律との整合を図ろうとするものであると認められる。よって、今回の改正は妥当なものと考え、本案に賛成するものである。